

令和6年度予算 1,493億円 (1,486億円) ※ () 内は前年度当初予算

1 事業の目的

- 父又は母と生計を同じくしていない児童が育成されるひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。

2 事業の概要

<支給対象者>

- 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護する母等

<支給要件>

- 父母が婚姻を解消した児童、父又は母が死亡した児童、父又は母が一定程度の障害の状態にある児童、父又は母の生死が明らかでない児童等を監護していること等

<手当額（令和6年4月～）>

- 月額
 - ・全部支給：45,500円 ・一部支給：45,490円～10,740円
※令和5年度単価 全部支給：44,140円 一部支給：44,130円～10,410円
 - ・全部支給：10,750円 ・一部支給：10,740円～5,380円
※令和5年度単価 全部支給：10,420円 一部支給：10,410円～5,210円
- 加算額（児童2人目）
 - ・児童2人目と同額※R6年11月分から（改正前は・全部支給：6,450円 ・一部支給：6,440円～3,230円）
※令和5年度単価 全部支給：6,250円 一部支給：6,240円～3,130円
- （児童3人目以降1人につき）

<所得制限限度額（収入ベース前年の所得に基づき算定）> ※R6年11月分から

- 全部支給（2人世帯）：190万円（←160万円） 一部支給（2人世帯）：385万円（←365万円）

<支給期月> ○ 1月、3月、5月、7月、9月、11月

3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市・福祉事務所設置町村

【補助率】 国 1/3、都道府県・市・福祉事務所設置町村 2/3

【受給者数】 817,967人（母775,605人、父38,952人、養育者3,410人）※令和5年3月

【改正経緯】 ①多子加算額の倍増（平成28年8月分手当から実施）

②全部支給の所得制限限度額の引き上げ（平成30年8月分手当から実施）

③支払回数を年3回から年6回に見直し（令和元年11月分手当から実施）

④ひとり親の障害年金受給者についての併給調整の方法の見直し（令和3年3月分手当から実施）

⑤所得制限限度額の引き上げ（全部及び一部支給）、第3子以降の多子加算額の増額（令和6年11月分手当から実施）

事 務 連 絡
令和 5 年 6 月 2 7 日

各都道府県児童福祉主管課 御中

こども家庭庁支援局家庭福祉課

犯罪被害者等施策推進会議決定を踏まえた児童扶養手当の周知について

本年 6 月 6 日に開催された犯罪被害者等施策推進会議において、別添の「犯罪被害者等施策の一層の推進について」（令和 5 年 6 月 6 日犯罪被害者等施策推進会議決定）が決定されました。当該決定においては、犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）の基本理念に基づき、犯罪被害者等が、被害原因や居住地域にかかわらず、その置かれている状況等に応じ、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を適時適切に途切れることなく受けることができるようにするため、具体的な取組として、医療・生活・教育・納税の各分野にわたる各種社会保障・社会福祉等制度について、関係府省庁において、制度の内容に応じ、関係機関・団体に対し速やかに通知を発出するなどし、犯罪被害者等もこれらの制度を利用し得ることを周知することとされております。

児童扶養手当についても、犯罪被害者等が手当の支給要件等に該当すれば利用し得る制度となっているため、犯罪被害者又は自治体内の関係者から相談があった場合には、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

また、各都道府県におかれましては、管内の市区町村等に対し周知方をお願いいたします。

(照会先)
こども家庭庁支援局家庭福祉課扶養手当係
E-mail : kateifukushi.fuyouteate@cfa.go.jp